

仕 様 書

1 委託業務名

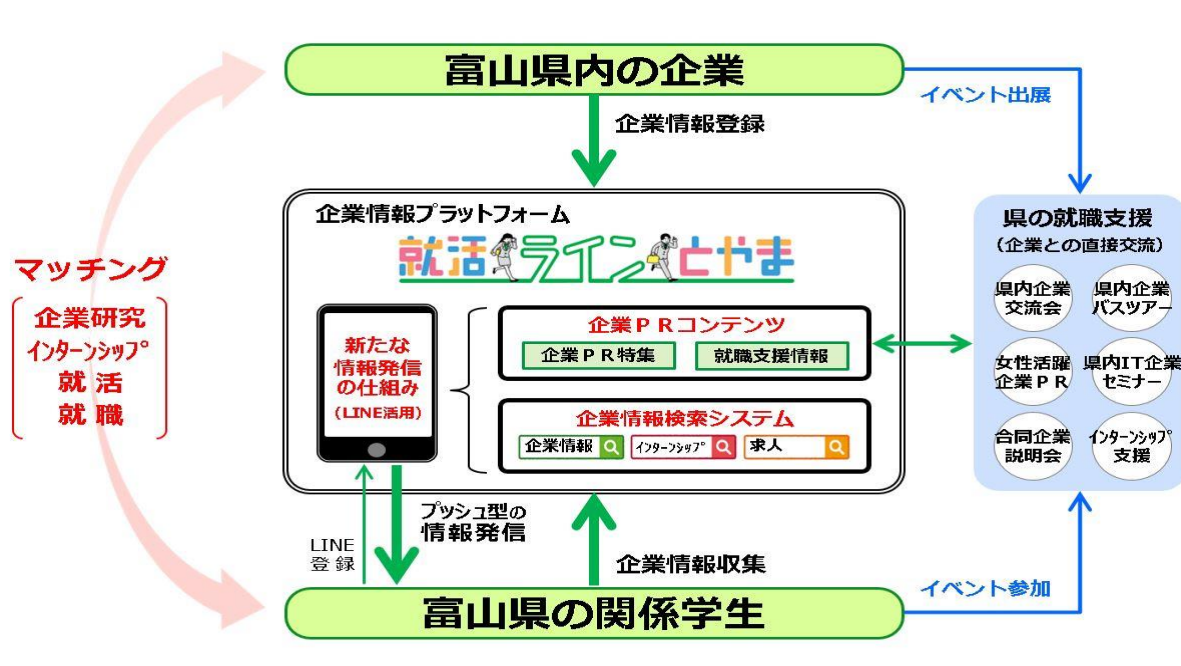
「就活ラインとやま」情報発信強化業務委託

2 委託業務の目的

令和6年3月開設の県が運営する企業情報サイト「就活ラインとやま」は、そのキャッチフレーズ「みつかる、つながる、かなえる」のとおり、このサイトを通じて、学生など就職期の若者が、富山県の企業をみつけ、つながり、就職をかなえられるように、企業情報のプラットフォームとして新たに整備したものである。

県内外の学生から、富山県で就職する意向が高まる支援として「県内企業の情報提供」を望む声が多いなか、「就活ラインとやま」は、情報提供の“内容”と“発信”の両面を大きく強化するものである。

今後、学生・県内企業双方の同サイト活用の活性化を図るため、本事業において①県内企業の魅力を伝えるコンテンツ（県内企業の情報をPRする特集動画等）の造成、②県内外の学生等に対するLINEを活用したプッシュ型の情報発信の運営を行う。



【参考】

○県内大学生の就職意識調査 (R4)

(1) 対象：富山大学及び富山県立大学の学生

(2) 結果概要

- ・富山県で就職する意向が高まる就職活動への支援として、学生の43.8% (1位) が「富山県の企業情報の提供」と回答

○県外大学生の就職意識調査 (R4)

(1) 対象：本県出身の県外大学等へ進学した学生

(2) 結果概要

- ・富山県で就職する意向が高まる就職活動への支援として、学生の53.7% (1位) が「富山県の企業情報の提供」と回答

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする

(1) 「就活ラインとやま」の特集・最新記事ページに掲載する企業PRコンテンツ（企業PR特集や就職支援イベントの動画及び記事）、サムネイル、アイキャッチの企画提案・制作

- ・ 県の意見を参考に、受託者が提案・企画した企業PRコンテンツについて、県と協議し、最終決定するもの

特集案 ①企業PR特集【動画及び記事】

県内企業の魅力を紹介するテーマを設定する

テーマごとに好事例として県内企業から3社に出演いただく

(参考) R5のテーマ

「日本をリードする県内企業」「カーボンニュートラル取組み企業」

「働き方改革企業」「子育て応援企業」「女性が働く製造業」

「女性活躍推進企業」「地元スポーツ応援企業」「くすりの富山」

②就職支援情報【動画または記事】

県の就職支援イベントの案内

ex「県主催の就職支援イベント（Tターンカフェ、バスツアー等）参加企業及び参加学生へのインタビュー」

- ・ 動画の形式（構成、時間、表現方法、サムネイル等）について、若者の視聴行動等を踏まえて作成すること。
- ・ 特集案の区分ごとにそれぞれ10本数程度制作すること。
- ・ 特集案①企業PR特集は、1テーマにつき、県内企業3社を掲載する。動画1本及び動画内で掲載する企業3社についてそれぞれ個別の取材記事計3本を制作すること。
- ・ 特集案①企業PR特集の目的は、県内企業に共通する魅力を3社の例を通じてPRすることにあるので、コンテンツの作成に当たっては、個社のPRではなく、テーマ性を重視するよう留意すること。
- ・ 特集案①企業PR特集に出演いただく企業の選定については、就活ラインとやま登録企業を対象に公募を実施することとし、企業への募集案内、受付フォームの作成、企業との連絡調整、出演を希望する企業の取りまとめを行うこと。（受託者において作成した企業向けの募集案内を県から就活ラインとやま登録企業へメールで配信する。）
- ・ 企業PR特集に出演いただく企業は、公募のとりまとめ結果を基に経済団体の意見聴取等を経て、県において選定する。

(2) 上記(1)の特集動画及び記事の取材、原稿制作、入稿(校正作業を含む。)、タイトルや記事構成などについて、SEO対策に効果的になるよう文字や構成等を工夫すること。

- ・企画、撮影、編集等、特集動画及び記事制作のために必要となる一切の手続きは受託者が行うこと。
- ・制作した動画及び記事を県に納品完了するまでに、県と複数回内容確認、修正等を行うこと。
- ・取材に係る必要経費(取材・情報収集経費、取材依頼、交通費、宿泊費など)は委託料内で支払いをすること。
- ・取材対象者には、予め、顔や活動内容等、個人が特定できる内容が掲載されることへの了解を書面で得ることが必要であり、受託者において確認するものとする。
- ・取材で撮影した写真について、県が若者の県内定着を目的にする場合に限り、二次的に利用するにつき、何らの制限がないことを保証するものとする。モデルを使用する場合も同様の条件とする。
- ・「就活ラインとやま」のフォーマットを使用し、特集動画及び記事を作成すること。
- ・必要に応じて、特集動画及び記事で取り扱った情報について「就活ラインとやま」のデータベースに新規登録を行うこと。
- ・「就活ラインとやま」管理画面より入稿、編集作業を行うこと。(写真だけでなく段落途中で動画を加えることも可能)
- ・県及び「就活ラインとやま」保守管理業務受託者と調整のうえ、随時動画及び記事を公開すること。ただし、令和6年9月末までに全体の1/2程度を公開し、令和7年3月までに、全ての動画及び記事を制作・納品すること。

(3) LINEを活用した情報発信及び周知・広報

- ・富山県公式アカウント(大学等就職年ごとに5つのアカウントを作成)を運営し、学生の就職活動のフェーズに応じた就職活動に役立つ情報発信や県の就職支援イベントの告知を行うこと。発信する情報については、以下に留意し、県と協議のうえ決定すること。

①アカウント毎に就職活動のフェーズに応じた効果的なタイミングや回数を設定すること。原則、大学3年生は毎週、その他は2週間に1回程度の頻度で発信すること。

②単なるイベント情報の告知だけではなく、アカウント毎に就職活動のフェーズに応じた学生の就職活動に役立つ情報を発信すること。

③一般的な就活支援情報ではなく、県内企業・業界の採用動向や県内企業・業界ならではの特徴を紹介するなど、県内企業への就職活動を意識した情報とすること。

(例) 県内企業特有の採用情報、就活での交通手段など

- ・県主催の就職支援イベントの告知について、LINE上から各イベントへの先行申込み

等ができるよう各イベントの業務受託者と連携すること。

- ・発信する情報は受託者が提案・企画することとし、県と協議のうえ決定すること。
- ・お友達数の増加、退会防止のため発信する情報を工夫すること。
- ・委託業務完了後は、各アカウントを県に引き渡すこと。
- ・ターゲットを①県外大学等に進学した富山県出身の学生、②県内の大学等の学生、③社会人とし、富山県公式アカウントにお友達登録させるための効果的な広報手段を提案すること。

社会人に対する広報については、Uターン就職を考える方への周知方法を具体的に提案すること。

- ・富山県公式アカウントの運用に係る必要経費（メッセージ配信費など）は委託料内で支払いをすること。

(4) 「就活ラインとやま」の登録企業数増加に向けた取組み

- ・就活ラインとやまの登録企業数を増加させるため、効果的な取組みを提案し、県と協議のうえ実施すること。

5 成果品の提出及び納入場所

(1) 令和7年2月下旬頃を目途として提出するもの

- ・映像又は画像、及び文章等の組み合わせにより制作したコンテンツ完成品

※納品形式は、「就活ラインとやま」保守管理業務受託者との調整により決定するものとする。

(2) 令和7年3月31日までに提出するもの

電子媒体については、可能な限りCD-R等の記録媒体に記録し提出すること

- ・コンテンツデータを記録した電子媒体 2組
- ・業務完了報告書
- ・実績報告書
- ・本事業で収集・制作した画像・動画等のデータを記録した電子媒体 1組
- ・その他富山県が必要と認めた資料等

(3) 納入場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班

arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

6 その他

- (1) 本業務で制作するコンテンツは、「就活ラインとやま」に掲載することを主目的としている。このため、当該サイト保守管理業務受託者との連絡調整、技術的な調整が必要となることから留意すること。当該サイト保守管理業務受託者と必要に応じて情報共有・連携すること。

- (2) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る必要な業務を実施すること。また、この仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案すること。
- (3) 業務が完了するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (4) 仕様書の内容については、契約後、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (5) 成果物に関する著作権、著作隣接権、意匠権及び所有権（以下「著作権等という。」）は、県が保有するものとする。
- (6) 成果物については、原則として県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (10) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する年の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。